

新連載

破産法改正

第1回 新破産法の概要

Bankruptcy Law

2005（平成17）年1月1日、いよいよ新破産法が施行される。約80年の歳月を経ての本格改正であり、法律の構成も従来とはがらりと変わった。重要点を8回にわたり連載でお送りする。

■新法制定に至る経過

倒産法制の抜本的な見直作業によって、既に民事再生法（平成12年4月1日施行）、民事再生法の小規模個人再生・給与所得者等再生を主たる内容とする改正（平成13年4月1日施行）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成13年4月1日施行）、会社更生法（平成15年4月1日施行）等が制定され施行されている。

今回の破産法は、制定されて80年余を経過した現行破産法（大正11年法律第71号）を廃止して、破産手続の迅速化、合理化を図るとともに、手続の公正さを確保し、債権者その他利害関係人の権利行使の調整に対する規定を現時の社会情勢に適合したものに改めるものであり、なお商法中に規定される会社整理の廃止、特別清算の見直しが残ってはいるが、倒産法制の全面改定の総仕上げとして極めて重要である。なお破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法について、新しい破産法で採用される制度、手続と同様のものを整備し、倒産法に共通する倒産実体法と倒産犯罪についての見直しの結果を反映させる改正が行なわれ、その他多数の関係法律につき規定の整備が行なわれる。施行は平成17年1月1日からと予定されている。

■破産法の目的

新たに規定された目的（第1条）によれば、破産法は支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算手続を定めること、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図ること、債務者につき経済生活の再生の機会を確保することを目的とする。

■改正点

新破産法が全く新たな法律として制定され、改正点が極めて多岐にわたり、かつ改正内容は本連載によって順次解説されるので、以下に主な項目のみを記載する。

◆破産手続の改正点

管轄の特例・拡大、保全処分の充実、法人の有する権利に関する破産登記の廃止、文書閲覧請求、破産者の説明義務の強化、郵便転送の任意化、破産管財人の資格、破産管財人の職務執行に対する妨害対策、債権調査方法の二元化、債権者集会の手続の整備・不開催の場合の取決め、債権者委員会の新設、労働債権の一部財団債権化・公租公課の一部優先債権化、債権届出期間の制約、担保権消滅許可の申立て・商事留置権消滅請求制度の新設、配当手続の多様化・簡易化、別除権者の配当参加可能性の拡大、大規模破産事件の特則

◆個人の破産手続の改正点

自由財産の範囲の拡張、免責申立時期、免責手続中の個別執行の禁止、非免責債権の追加、破産者の調査協力義務、相続財産の破産等に関する整理

◆倒産実体法の改正点

法律行為に関する破産手続の効力・賃貸借契約（賃料・敷金返還）の取扱、否認権の要件・効果・行使方法の整理、破産管財人による相殺

◆その他

倒産犯罪の見直し、倒産処理手続相互間の関係の整備 等

（法律研究部倒産法部部长 長島 良成）